

第1 計画策定の趣旨等

1 策定の趣旨

本市では、平成21年3月に策定した「川越市農業振興計画」に基づき、地産地消、生産量拡大、農地保全を施策の柱とするとともに、計画策定当時80億円程度であった本市の農業産出額を100億円にすることを計画の目標に位置付け、農業振興施策に取り組んできました。

平成29年の本市の農業産出額が116億1千万円になっていることや農産物直売所にぎわいなど、一定の計画の成果があると考えていますが、農業就業人口の減少や高齢化、経営耕地面積の減少など、本市の農業は厳しい状況となっています。

日本の農業を取り巻く環境としては、食料自給率の長期的低迷や少子高齢化と人口減少の進行による食料消費の量的変化、労働力不足、諸外国との経済連携協定による農業への影響などの課題があります。

平成27年には「都市農業振興基本法」が制定され、翌28年には「都市農業振興基本計画」が閣議決定されるなど、都市農業の必要性が国の政策として明確化され、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと変わっています。また、2022年には生産緑地地区に指定されている農地の多くが指定後30年を迎え、農地所有者は市町村に買取りの申出ができるようになります。

こうした中、将来に渡って本市の農業を継続し、農地を残していくために、本市の立地や農業者、消費者のニーズを捉えた各種農業振興施策を計画的に進めて行く必要があります。平成31年度を始期とする新たな農業振興計画を策定するものです。

○平成21年に策定した川越市農業振興計画での農業産出額の目標（億円）

計画策定時 (平成18年)	(平成29年)	目標 (平成30年)
78.6	116.1	100

出典 農林水産省市町村別農業産出額

2 計画の位置付け

(1) 国・県・市の上位計画との関係

国の「食料・農業・農村基本計画」や埼玉県の「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」、本市の「第四次川越市総合計画」等を上位計画として位置付けるとともに、「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「川越市都市計画マスタープラン」、「第三次川越市環境基本計画」、「川越市産業振興ビジョン」、「第二次川越市観光振興計画」等に関連する個別計画に位置付けます。

(2) 川越市農業振興計画の後継計画

平成21年度を始期とする「川越市農業振興計画」の後継計画とし、本市の農業振興施策の指針となる計画に位置付けます。

(3) 都市農業の振興に関する計画

平成27年に制定された「都市農業振興基本法」において、都市農業の振興に関する計画（地方計画）の策定が努力義務として定められています。本市は東京圏に位置し、都市農業の側面があることから、「川越市農業振興計画」において、この地方計画の位置付けを行います。

なお、「都市農業振興基本法」における「都市農業」とは、「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と位置付けられ、平成28年に策定された「都市農業振興基本計画」では、都市農業について地方公共団体が「地域の実情に応じて設定することが適当」とされています。

本市においては、市街化区域と市街化調整区域で出荷先や営農手法、栽培品目等の状況は大きく変わっていないことや本市全体が東京圏に位置すること、また「都市農業振興基本法」の基本理念にある「新鮮な農産物の供給」、「防災」、「良好な景観の形成」、「国土及び環境の保全」、「都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場」といった都市農業の多様な機能を本市全体の農業、農地が果たしていると考えことから、本計画では本市で行われる農業を「都市農業」とします。

(参考) 都市農業振興基本法 抜粋

(地方計画)

第十条 地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画（以下「地方計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、地方計画を定めようとするときは、都市農業を営む者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体は、地方計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、地方計画の変更について準用する。

3 計画の名称

計画の名称は「川越市農業振興計画」とします。

4 計画期間

「川越市農業振興計画」の計画期間は9年とします。なお、4年を目途に、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。

○計画期間：9年（4年を目途に見直し）

（元号、西暦）

	31・元	2	3	4	5	6	7	8	9
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
川越市農業振興計画					見直し(後期)				
	川越市農業振興計画(9年)								

※計画期間は、農林業センサスの公表時期に合わせて9年としています。